



# 長野県報

4月30日(木)  
令和2年  
(2020年)  
第102号

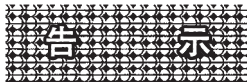
## 目次

### 告示

農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正(園芸畜産課).....	1
長野県収入証紙売りさばき場所変更の届出(会計課).....	1
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2

### 公告

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(4件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	3
建設業の許可の取消し(建設政策課).....	7
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	12
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	12
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課).....	12



### 長野県告示第224号

農畜産業振興事業補助金交付要綱(平成20年長野県告示第302号)の一部を次のように改正し、令和2年度の補助金から適用します。

令和2年4月30日

長野県知事 阿部守一

別表第1の信州農業生産力強化対策事業の項中

(5) 「リング黒星病」まん延防止対策事業 「リング黒星病」(薬剤耐性菌)のまん延防止対策を行った樹園地への苗木導入を支援	2分の1以内
--	--------

を

(5) 「リング黒星病」まん延防止対策事業 「リング黒星病」(薬剤耐性菌)のまん延防止対策を行った樹園地への苗木の導入	2分の1以内
(6) 「もも」の戦略的導入支援対策事業 海外需要の高い「もも」の生産拡大に必要な種苗導入、それに伴う園地整備及び海外輸出に必要な機器の導入	2分の1以内

に改める。

園芸畜産課

### 長野県告示第225号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和2年4月20日、次のとおり売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和2年4月30日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	ながの農業協同組合 安茂里支所西部店	長野市七二会己510	長野市七二会己510 ながの農業協同組合 安茂里支所西部店
旧		長野市七二会丁2372	長野市七二会丁2372 ながの農業協同組合 安茂里支所西部店

会 計 課

### 長野県告示第226号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、令和2年4月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和2年4月30日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
信州諏訪農業協同組合 小和田支所城南営業所	諏訪市高島4丁目1501番地3	諏訪市高島4丁目1501番地3 信州諏訪農業協同組合 小和田支所城南営業所

会 計 課

### 長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年5月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年4月30日

長野県佐久建設事務所長 中 田 英 郎

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 諏訪白樺湖小諸線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字芦田字中居672番の3地先から 北佐久郡立科町大字芦田字和子3057番の1地先まで	旧	6.1~20.0 m	1.1178 km
北佐久郡立科町大字芦田字和子前2854番の1地先から 北佐久郡立科町大字芦田字和子3057番の1地先まで		16.0~56.0	0.1567
北佐久郡立科町大字芦田字中居672番の3地先から 北佐久郡立科町大字芦田字和子3057番の1地先まで	新	13.0~56.0	1.0419

区域を変更する期日：令和2年5月1日

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 芦田大屋停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字芦田字中町屋敷2615番の1地先から 北佐久郡立科町大字芦田字中町屋敷2615番の1地先まで	旧	7.4~7.8 m	0.0096 km
北佐久郡立科町大字芦田字中居676番の2地先から 北佐久郡立科町大字芦田字中町屋敷2615番の1地先まで	新	6.1~16.0	0.6308

区域を変更する期日：令和2年5月1日

道路管理課

### 長野県飯田建設事務所告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年5月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年4月30日

長野県飯田建設事務所長 細 川 容 宏

- 1 路線名 152号
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡大鹿村大河原1002番の3地先から  
下伊那郡大鹿村大河原1063番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年4月30日

道路管理課